

議案第51号

債権の放棄について（水道局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 3の表に掲げる水道料金に係る債権997件に係る各債務者
- 2 債 権 の 内 容 水道料金に係る債権
- 3 放棄する理由及び債権の額 下記の表の放棄の理由欄に掲げる理由により、当該表の債権の額欄に掲げる金額の合計金300,604,985円及びこれらに対する遅延損害金を放棄するもの

| | 放棄の理由 | 件数 | 債権の額 |
|---|--|------|---------------|
| 1 | 債務者らが破産し又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続が終結し若しくは会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続が終結しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため | 81件 | 金28,066,871円 |
| 2 | 債務者らの所在が不明であり、債務者らが死亡し法定相続人が存在せず、若しくは法定相続人の存否若しくは所在が不明であり、又は債務者らの営業実態がないことから当該債務を弁済することができる見込みがなく、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため | 916件 | 金272,538,114円 |

令和4年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

債務者らに対する水道料金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。